

第7章 計画の推進体制

1 住民参加による地域福祉活動の推進

1-1 地域における推進組織の充実

今後、支援の必要なひとり暮らし高齢者等の増加が予想されています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、公的な支援と併せて身近な地域の中での支えあいや見守り等の支援が必要になります。そのため、自治会や長寿クラブをはじめとした地域福祉活動を行っている様々な組織の充実を図り、それらの組織のネットワーク化を推進していきます。

また、新たに取り組みを始める事業者のさりげない見守りも加えて、見守り活動のさらなる充実を図っていきます。

1-2 ボランティア・NPO活動の推進

多様な分野で活躍するボランティア団体やNPOがあり、これらの団体の活動目的は、高齢者・障がい者(児)福祉、子育て支援、環境問題と様々です。また、これらの団体は、公的支援では対応しきれない分野での支援を柔軟に展開する心強い存在といえます。

今後も、ボランティア団体・NPOの協力を得ながら、健康増進、介護予防、在宅福祉のサポート等、保健福祉サービスへの市民参加を促進します。また、ボランティア団体とは社会福祉協議会を通じて行政との協力体制を構築していきます。

2 保健・福祉の人材育成と確保

事業所職員をはじめ、介護や障がい者支援に携わってきた人員の介護離れが大きな社会問題となっています。今後も質の高い介護サービスを安定的に提供するためには、介護職員の安定的確保・資質の向上が不可欠となっています。

そのため、県等の関係機関と連携を深め、介護従事者の研修の機会をつくり、保健・福祉の人材育成と確保を進めていきます。

3 計画の推進体制

3-1 計画の進行管理

本計画に記載した目標の実施状況を毎年把握し、介護保険運営協議会に報告します。

3-2 庁内及び関係機関等の連携体制の強化

庁内の関係各課による連携体制の強化や情報共有・意見交換を図り、上位計画となる地域福祉計画との整合をとりながら、計画を推進します。また、庁内のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護の各機関との連携が欠かせないため、関係者や市民に計画の趣旨や内容を周知し、関係機関や地域団体との連携を強化し、協力体制づくりを進めていきます。

3-3 サービス提供事業者等の取り組み

サービス提供事業者が必要なサービスの提供に努め、市内の介護サービス事業所間で、情報提供、意見交換を図るための連携強化を進めるとともに、講演、研修等による人材の育成とサービスの質の向上を目指します。

また、市民に対し、事業者のサービス内容を分かりやすく情報提供し、利用者がサービス提供事業者を適切に選択できるよう努めます。

適切な介護サービスが行われるよう、サービス事業者に対する指導監査体制を強化していきます。